

# 「大阪ガスエコキュート延長保証」修理保証規約

2025年4月1日適用

本保証は、「大阪ガスエコキュート延長保証」修理保証規約（以下「本規約」といい、本規約に係る保証を「本保証」といいます。）に基づき、大阪ガスマーケティング株式会社（以下「当社」といいます。）およびテックマークジャパン株式会社が、当社およびテックマークジャパン株式会社と本保証に関する契約を締結した加入者様（以下「加入者様」といいます。）に対して、故障に関する修理または代替品提供（以下総称して「故障修理」といいます。）を、連帶して、提供するサービスです。

本保証の加入者様は、当社およびテックマークジャパン株式会社と、本規約の内容に同意した上で、本規約に基づく契約を締結します。

## 第1条 本保証の内容

- (1) 本規約第3条に定める保証期間内において、本規約第2条に定める保証対象機器に係る取扱説明書、および本体貼付ラベル等の注意書に従った使用状態で、本規約第2条に定める保証対象機器が機能停止または機能低下したことを、当社およびテックマークジャパン株式会社が確認できた場合（以下「故障」といいます。）には、本規約に基づき、当社およびテックマークジャパン株式会社が、連帶して故障修理を履行します。なお、修理に要する費用が代替品提供に要する費用を上回るなど、修理の代替手段として代替品提供を履行することが合理的であると当社およびテックマークジャパンが判断した場合は、故障修理として代替品提供を履行します。
- (2) 代替品提供を履行する場合は、基本的に保証対象機器と同一の機種を代替品として提供しますが、製造中止等の理由により、その提供が困難である場合は、同等機種を提供します。なお、代替品提供にあたって、加入者様は当社およびテックマークジャパン株式会社に対して、機種または型番その他の指定を行うことはできません。
- (3) 当社およびテックマークジャパン株式会社が、加入者様に対して代替品提供を履行した時点で、本保証は当然に終了します。なお、提供された代替品に関して、新たに本保証に加入することはできません。

## 第2条 保証対象機器

本保証の対象となる機器（以下「保証対象機器」といいます。）は、下記の機器とします。

- ・お客様が購入された当社指定のエコキュート、IH クッキングヒーター

## 第3条 保証期間

- (1) 本保証に係る故障修理を請求することができる期間（以下「保証期間」といいます。）は、次に定める期間とします。なお、保証期間外に発生した故障については、本保証は適用されません。
  - ・保証対象機器の設置日（メーカー保証開始日）から10年間
- (2) 本保証以外に「その他の保証（メーカー保証等）」が存在する場合、本保証より当該「その他の保証（メーカー保証等）」が優先されます。
- (3) メーカー保証期間中に初期不良等で代替品が提供された場合でも、保証期間は変更されないものとします。

#### 第4条 本保証の対象となる費用

故障修理にかかる技術料（消費税込）・部品代（消費税込）・出張費用（消費税込）・代替品提供費用（消費税込）・送料（消費税込）を含めた費用等（消費税込）が、本保証の対象となります。

（注）下記に定める費用は、出張費用に含まれません。

- ・離島および離島に準じる遠隔地への出張修理を行った場合の出張費用。

#### 第5条 保証限度額

- （1）本保証は、当社およびテックマークジャパンが設定する上限額の範囲内で加入者様に提供されるものとします。当該上限額としての保証限度額（消費税込）（以下「保証限度額」といいます。）は、1回の故障修理の請求に対して50万円（消費税込）までとします。なお、保証期間中であれば故障修理の累計費用に上限はありません。
- （2）1回の故障修理の請求に対して要した費用が保証限度額を超過した場合、その超過費用（消費税込）は、本保証の加入者様の負担となります。

#### 第6条 故障修理の受け方

- （1）加入者様が保証対象機器について故障修理を請求する場合には、保証書に記載された大阪ガスエコキュート延長保証修理受付センター（以下「修理受付センター」といいます。）にご連絡ください。なお、受付センター以外に故障修理を請求された場合、本保証は適用されません。  
修理受付センター：0120-936-437
- （2）故障が発生した場合、ただちに受付センターにご連絡ください。なお、保証期間終了後に故障が発生した場合、本保証は適用されませんのでご注意ください。

##### 【ご注意】

・保証期間内に発生した故障につきましては、速やかに故障修理の請求をお願いします。故障修理請求日より90日以内に故障修理が履行できなかった場合は、当該故障修理の請求は撤回されたものと見做します。また、保証期間終了後に発生した故障に関する故障修理の請求は無効となりますのでご注意ください。

#### 第7条 保証しない事項

直接、または間接に関わらず、下記に定める事由または事象に該当する場合には、保証期間内であっても、本保証の対象外となり、有料修理になります。

- ①受付センター以外で、保証対象機器の故障修理を請求された場合。
- ②本保証に係る加入者様の契約情報と、故障修理を請求する製品に重大な相違がある場合。
- ③保証対象機器の改造、分解などが原因で生じた故障、損傷または損害。
- ④保証対象機器に関するマニュアル、説明書等に示す正しい装着方法、使用方法を守らなかつたために生じた故障、損傷または損害。
- ⑤当社指定外の者が保証対象機器の取付工事を行った場合。
- ⑥取付工事に起因して保証対象機器に生じた故障、損傷または損害。
- ⑦天災、事故、過失、故意、または第三者の加害（虫食い、ねずみ食い等を含みます。）による故障、損傷または損害。または当該事象が原因となる故障、損傷または損害。
- ⑧保証対象機器の自然の消耗、さび、かび、むれ、腐敗、変質、変色、水質の問題またはその他類似の事由に起因する故障、損傷または損害。
- ⑨保証対象機器を中古品として購入された場合。または展示商品として使用された保証対象機器を購入された場合。
- ⑩保証対象機器を車両・船舶等へ取り付けた場合。

- ⑪保証対象機器を取り外し、別の場所に設置した場合。
- ⑫保証対象機器を第三者に譲渡された場合。
- ⑬保証対象機器の処分に関する費用、またはリサイクル費用等。
- ⑭保証対象機器に係る付属部品、アクセサリー、増設機器、周辺機器、別売品、ソフトウェア等、クラウドサービス等、または記憶媒体等との相性による動作の不具合。
- ⑮保証対象機器の外装部品、別売品等の付属部品、保証対象機器本体外の設備部品（ケーブル、コード、アダプター等の配線類、配管等、パッキン類、外部ホース類、その他施工部材等）の故障、損傷または損害。
- ⑯火災・落雷・爆発・水害・風害等の偶然かつ外来の事由。
- ⑰地震・津波・噴火・地殻変動・地盤沈下・その他天災ならびにガス害・塩害・公害・煙害および異常電圧、外部からの物体の落下・飛来・衝突もしくは倒壊等の偶然かつ外来の事由。
- ⑱核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同じです。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂成物を含みます。）の放射性や爆発性、その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。
- ⑲戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団によって著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態）。
- ⑳盗難、または紛失による場合。
- ㉑保証対象機器のメーカーの責（リコールを含みます。）に起因した保証対象機器の故障、損傷または損害。
- ㉒保証対象機器が日本国外にある場合。
- ㉓保証対象機器の故障修理を依頼された際、故障が再現しない場合、または本保証の対象外の原因による故障であることが判明した場合。
- ㉔下記に例示する消耗品または消耗品の交換および交換に起因する故障、損傷または損害。  
例）非常用バッテリー、本体用乾電池、リモコンボタン電池等
- ㉕故障修理の際に故障修理の作業費用以外に追加作業として生じる諸費用（軀体工事、解体工事、内装工事、電気設備工事、配管工事、足場工事及びその材料・部材・部品費用）等。
- ㉖電波障害、通信回線の異常、過電流または過電圧によって生じた故障、損傷または損害。

## 第8条 間接損害等の取扱い

次の損害等については、本保証の対象とならないものとします。

- ①保証対象機器の故障または損傷に起因して、有形または無形に限らず、他の物に生じた故障、損傷、または損害。
- ②保証対象機器の故障または損傷に起因して、保証対象機器、有形または無形に限らず、他の物が使用できることによって生じた作業遅延・工事遅延、代替品使用等に伴う損害。
- ③保証対象機器の故障または損傷に起因して、人の生命、身体に生じた傷害等（傷害に起因する死亡および精神的・経済的損失を含みます。）。

## 第9条 保証書記載事項に関する変更

保証書の記載事項に変更がある場合は、速やかに受付センターまでご連絡ください。

## 第10条 保証書の保管

保証書は再発行いたしませんので、紛失されないように大切に保管してください。

## 第11条 本規約の改定

本規約の各規定は、社会情勢の変化、その他諸般の事情により相当な理由があるものと認められる場合には、当社またはテックマークジャパン株式会社のホームページへの掲載、その他の適切な方法で周知することにより、変更できるものとします。

## 第12条 所有権

故障修理を履行した保証対象機器から取り外した部品または残存する保証対象機器（以下、総称して「残存物」といいます。）の所有権は、故障修理の履行時に当社およびテックマークジャパン株式会社に移転するものとし、当社およびテックマークジャパン株式会社は、残存物を加入者様に返却する義務を一切負わず、これを任意に処分することができます。

## 第13条 個人情報の取扱い

加入者様は、次の事項を承認するものとします。

- ①当社とテックマークジャパン株式会社各々が本保証の運営の為に業務上必要な範囲で、加入者様に係る個人情報の提供を受け、これを利用すること。当社またはテックマークジャパン株式会社の一方が、加入者様の個人情報を取得した場合には、当該情報を他方に提供すること。
- ②テックマークジャパン株式会社が加入者様に係る氏名、住所、電話番号等の加入者様の個人情報を含む保証書等記載の情報に関し、1)から3)のとおり情報の提供を行うこと。  
なお、この場合、テックマークジャパン株式会社は、提携先または委託先と個人情報の取扱いに関する事項を含む機密保持契約を締結します。
  - 1)、本保証の運営のために必要な保険契約において必要となる手続を行うために、当該保険契約上の保険者となる損害保険会社に対して個人情報の提供を行うこと。
  - 2) 本保証に関してテックマークジャパン株式会社が提携または業務を委託する者に対して、本保証に係る事業の円滑な遂行のために情報の提供を行うこと。
  - 3) テックマークジャパン株式会社が提供する保証サービス等（本保証を含みます。）の運用改善・品質向上およびアンケート調査等を含むマーケティング活動の目的で、テックマークジャパン株式会社が提携または業務を委託するものに対し情報の提供を行うこと。
- ③本保証契約申込において個人情報の記載は任意ですが、未記載事項がある場合には、本契約が締結できない場合や、本保証の一部または全てを受けられない場合があります。
- ④加入者様が、暴力団等の反社会的勢力に所属または関与する者、その他これらに類似する者であることが当社およびテックマークジャパン株式会社で判明した場合、当該加入者様は本保証期間内であっても本保証の提供を受けられないものとします。

■当社およびテックマークジャパン株式会社が取り扱う個人情報は、次の者が責任を持つて管理します。

当社 個人情報保護管理者

テックマークジャパン株式会社 個人情報保護管理者

■加入者様ご自身に関する個人情報の開示・訂正・利用中止等のご請求、苦情や相談、その他の不明な点についてのご照会は、下記までご連絡ください。

当社

電話：専用フリーダイヤル 0120-011-480

受付時間 9:00～17:30（平日[土日祝日および5/1、12/29～1/4 除く]）

郵送：〒541-0046 大阪市中央区平野町四丁目1番2号

大阪ガスマーケティング株式会社 「個人番号・特定個人情報受付」係

E-Mail : ogm-kaiji@osakagas.co.jp

テックマークジャパン株式会社

E-Mail : techmark@aig.co.jp

※テックマークジャパン株式会社の問合せ先（E-Mail アドレス等）に変更がある

場合は、テックマークジャパン株式会社のホームページ

（<https://www.techmark.co.jp>）に掲載いたします。